

石綿を飛散させる原因となる建築材料（特定建築材料）が使用されているおそれ大きい工作物（特定工作物）として、環境大臣が下記を定めています。（令和2年10月7日 環境省告示第77号 及び 令和5年6月23日 環境省告示第48号）

1. 反応槽
2. 加熱炉
3. ボイラー及び圧力容器
4. 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）
5. 焼却設備
6. 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）
7. 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）
8. 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）
9. 変電設備
10. 配電設備
11. 送電設備（ケーブルを含む。）
12. トンネルの天井板
13. プラットホームの上家
14. 遮音壁
15. 軽量盛土保護パネル
16. 鉄道の駅地下式構造部分壁及び天井板
17. 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）